瑞宝単光章を授けるに（各通）（以上三月二日）
（静岡県警察官）　岩佐　行雄
（岡山県警察官）　大村　満
中山　峰雄　三浦　敏征
本甲子男　沖　夫
瑞宝単光章を授けるに（各通）（以上三月二日）
（静岡県警察官）　佐田　一
（岡山県警察官）　宮崎　直記
中山　峰雄　三浦　敏征
本甲子男　沖　夫
瑞宝小綬章を授けるに
（静岡県警察官）　鈴木　一好
瑞宝双光章を授けるに（各通）（以上三月二日）
（静岡県警察官）　新井　哲雄
（岡山県警察官）　秋元　實
平山　多津雄　藤野　和雄　飛田　高
瑞宝双光章を授けるに（各通）（以上三月三日）
（静岡県警察官）　山川　秋雄
（岡山県警察官）　優
阿部　寛　大濱　俊介　酒井
瑞宝単光章を授けるに（各通）（以上三月三日）
（国立大学法人職員）　館　友二　宮坂　和孋雄　田中　良之
瑞宝中綬章を授けるに
（静岡県警察官）　乾　美喜男　大塚　郁郎　大西　高雄　初谷　知男
瑞宝双光章を授けるに
（静岡県警察官）　貝守　玄三　楠瀬　等　鈴木　康弘　南　俊夫
瑞宝単光章を授けるに（三月七日）
（静岡県警察官）　隅田　登志雄　曽我　重幸　高橋　佐藤二十六
瑞宝双光章を授けるに
（静岡県警察官）　時岡　克己　冨永　修　永高崎　永井　清
瑞宝単光章を授けるに（以上三月八日）
（静岡県警察官）　二村　有秋　森岡　計男　吉岡　繁廣　小嶋　孝太郎
瑞宝双光章を授けるに（各通）
瑞宝単光章を授けるに（各通）（以上三月四日）
（鹿児島県公立学校長）　赤堀　敏雄　永井　清　山中　正美
（鹿児島県公立学校長）　屋村　優一郎
瑞宝小綬章を授けるに（各通）
城　家　昌夫　生駒　明　植村　孝志
瑞宝双光章を授けるに（各通）（以上三月五日）
小笠原　隆一　湊　隆　世嘉良　勇
瑞宝中綬章を授けるに
落合　俊雄
瑞宝双光章を授けるに（各通）（以上三月六日）
鈴木　俊雄　松郷　武
南　俊夫
木杯一組台付を授けるに（三月一日）

官　庁　報　告

官　庁　事　項

中央卸売市場整備計画の変更の公表について

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第５条第１項の規定に基づき、平成27年４月１日付けで中央卸売市場整備計画（平成26年４月１日公表）の一部を次のように変更したので、同条第５項において準用する同条第４項の規定に基づき、その内容を公表する。

平成 27 年４月９日　　農林水産大臣　林　　芳正

別添１の表上記以外の中央卸売市場の項中

山形市中央卸売市場	平成22年４月に地方卸売市場への転換を図る。
松山市中央卸売市場 中央市場	花き部について、平成22年度末までに地方卸売市場への転換を図る。
松山市中央卸売市場 水産市場	平成22年度末までに地方卸売市場への転換を図る。
甲府市中央卸売市場	平成23年４月に地方卸売市場への転換を図る。

を

甲府市中央卸売市場	平成23年４月に地方卸売市場への転換を図る。

に改める。

別添３の表必要に応じ施設の改善を図ることができる中央卸売市場の項中「横浜市中央卸売市場南部市場」を削る。

登録電子海図情報表示装置講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第四条の十の二第二号の規定により、次の登録電子海図情報表示装置講習より登録事項の変更の届出があったので、同法第四条の二十第二号の規定により、公示する。

平成二十七年四月九日　　国土交通大臣　太田　昭宏

(一) 登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称　国立大学法人東京海洋大学
(二) 登録電子海図情報表示装置講習事務を行う事務所の名称及び所在地
(変更前) 国立大学法人東京海洋大学海洋工学部　東京都江東区越中島二―一―六
(変更後) (イ) 国立大学法人東京海洋大学海洋工学部　東京都江東区越中島二―一―六
(ロ) 国立大学法人東京海洋大学水産専攻科　東京都港区港南四―五―七
(三) 変更年月日　平成二十七年三月三十一日

北陸地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北陸地方整備局及び同局千曲川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成 27 年４月９日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

1　河川の名称　信濃川水系千曲川
2　河川管理施設の名称又は種類　右岸堤防
3　河川管理施設の位置　上田市天神三丁目737番７から上田市常盤城字古屋敷2369番２まで、上田市常盤城字川原田2320番リの４から上田市上塩尻字境628番２地先まで及び上田市上塩尻字欠口1015番３から上田市上塩尻字大川原1002番１まで
4　管理を行う者の氏名及び住所
氏名　道路管理者　上田市長　母袋　創一
住所　長野県上田市大手一丁目11番16号
5　管理の内容
(1)　道路専用施設（路面(路盤の部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設（道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
(2)　路肩に接する法面で、別図に示す範囲内にあるものについての維持
(3)　原則として道路専用施設に係る災害復旧
6　管理の期間　平成27年３月25日から道路の存続する日まで

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北陸地方整備局及び同局千曲川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成 27 年４月９日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

1　河川の名称　信濃川水系千曲川
2　河川管理施設の名称又は種類　右岸堤防
3　河川管理施設の位置　松本市梓川倭3742番地先から松本市梓川倭3664番地先まで
4　管理を行う者の氏名及び住所
氏名　道路管理者　松本市長　菅谷　　昭
住所　長野県松本市丸の内３番７号
5　管理の内容
(1)　道路専用施設（路面(路盤の部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設（道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
(2)　路肩に接する法面で、当該路肩から法長１メートルまでの範囲内にあるものについての維持
(3)　原則として道路専用施設に係る災害復旧
6　管理の期間　平成27年３月25日から道路の存続する日まで

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北陸地方整備局及び同局千曲川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成 27 年４月９日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

1　河川の名称　信濃川水系梓川
2　河川管理施設の名称又は種類　左岸堤防
3　河川管理施設の位置　松本市梓川倭3234番５地先から松本市梓川倭3431番１地先まで